

【年金】

☆お役立ち情報☆ NO. 78 2019. 5

公的年金の生計維持の判定

.....

公的年金の遺族年金や加入年金などを受給できる人の要件のひとつとして、「生計を維持されている」というものがありますが、それはどのようなものでしょうか。

公的年金で、生計維持関係にあったかどうかは、次の①②を両方満たしているかどうかで、判断されます。

- ①同居していること。別居していても、仕送りしている、健康保険の扶養親族である等の事項があれば認められることがある。
- ②(遺族年金等を受け取る側の)前年の収入が 850 万円未満であること。または所得が 655 万 5 千円未満であること。

生計維持関係にあるかどうかは、住民票や生計同一関係の申立書などで判断されます。

同居している場合や、健康保険の扶養家族になっている場合は、生計維持関係にあるとみなされるのが一般的です。生計維持関係を判断するのに、年齢や世帯主かどうかは、関係ありません。①②の条件を満たしていれば、夫婦で収入が多かった側が少ない側の遺族年金等を受給できる場合もあります。

ただし、遺族年金等の給付を誰が受け取れるかという点については、生計維持関係にあることの他に、給付の種類ごとに要件が定められています。

また、公的年金における配偶者は、婚姻関係にない事実婚(内縁関係)でも認められる場合があります。内縁関係を証明する書類としては、①被扶養者になっている健康保険被保険者証、②葬儀を主催したことを証する書類(会葬御礼の写し等)、③連名の年賀状などの郵便物、などがあります。

詳細については、年金事務所などでご確認ください